市立豊中病院セラピードッグ実施事業者候補者選定に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

この要領は、市立豊中病院セラピードッグ実施事業（以下「本事業」という。）の実施事業者候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

１．　目的

本事業は、セラピードッグとのふれあいを通じて、主に入院患者、特に小児病棟の患者の不安や緊張の軽減を図り、療養環境の質の向上に資することを目的とする。

本事業の実施にあたっては、患者の安全確保及び感染対策を最優先とするとともに、セラピードッグ及びハンドラーの専門性、活動実績、衛生管理体制並びに小児患者への対応能力等が重要となる。このため、本事業の実施事業者候補者の選定に当たっては、価格のみならず、事業者の実績、実施体制、提案内容、安全管理体制等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

２．　事業概要

（1）　事業の名称・規模

市立豊中病院セラピードッグ実施事業

本事業の実施内容、実施回数その他事業規模については、クラウドファンディングによる寄附金額等を踏まえ決定するものとする。

（2）　事業内容

医療機関等における活動の実績を含め一定の技術を有するハンドラー及び適切な訓練並びに行動評価を受けたセラピードッグを病院内に派遣し、主に小児病棟のプレイルーム等において患者との交流活動を実施する。

実施にあたっては、感染対策及び安全管理を徹底し、患者の状態や病院運営に配慮した活動を行うものとする。

ア）セラピードッグ活動等の企画及び実施

イ）活動に必要な準備及び運営

ウ）活動実績の記録及び報告

エ）病院との連絡調整

オ）その他本事業の実施に必要な業務

（3）　実施場所

市立豊中病院　豊中市柴原町４丁目１４番１号

主に小児病棟内のプレイルーム等、その他病院が指定する場所とする。

（4）　対象者

主に小児病棟に入院する患者及びその家族、その他

（5）　実施期間

契約締結日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで（予定）

(6)　実施回数

本事業の実施回数は、クラウドファンディングによる寄附金額その他事業実施に必要な財源確保状況を踏まえ決定する。

なお、具体的な実施回数、活動犬及びハンドラーの配置体制については、病院と事業者候補者との協議により決定するものとする。

(7)　提案価格条件

提案者は、本事業の実施に係る提案見積書を提出すること。

提案見積書には、活動犬１頭及びハンドラー1 名による１回当たりの実施単価を基本として記載し、交通費、保険料、衛生管理費、消耗品費その他必要な経費の内訳を記載すること。

なお、本事業はクラウドファンディングによる寄附金額に応じて事業規模を決定するため、契約上限額は設定しない。

３．　事業実施要件

(1) 活動犬及びハンドラー

活動犬は適切な訓練及び健康管理が行われていること。

また、ハンドラーは活動犬を適切に管理し、医療機関等における活動に必要な知識及び経験を有すること。

(2) 実施体制

事業を安定的かつ継続的に実施できる体制を確保すること。

(3) 感染対策及び衛生管理

病院が定める感染対策及び衛生管理上の指示に従うこと。また、活動犬の衛生管理及び健康状態の確認を適切に行うこと。

(4) 安全管理

患者、家族及び病院職員の安全確保を最優先とし、事故防止に必要な措置を講じること。

(5) 保険加入

活動中の事故等に備え、必要な損害賠償責任保険等に加入していること。

(6) 活動報告

病院が指定する方法により活動状況を報告すること。

(7) 連絡体制

活動における統括責任者及び現場責任者を病院に報告することとし、また、緊急時の連絡体制及び連絡先を報告することとする。なお、変更がある場合はその都度報告することとする。

(8) 禁止事項

事業実施者は次の行為を行ってはならない。

ア）法令又は公序良俗に反する行為
イ）患者、家族又は病院職員に危害又は迷惑を及ぼす行為
ウ）本事業の目的を逸脱する行為
エ）その他病院が不適当と認める行為

(9) 損害賠償

事業実施者の責めに帰すべき事由により病院又は第三者に損害を与えた場合は、事業実施者の責任においてこれを賠償するものとする。

(10) 疑義等の取扱い

本要領に定めのない事項又は本要領の解釈に疑義が生じた場合は、病院と事業実施者が協議のうえ決定するものとする。

4．参加資格

本案件に参加できる者は、関係法令及び豊中市例規等を遵守し、企画提案書等の提出期日において以下の全ての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めないものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

(9) 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること、または業務開始までに確実に許可等を受ける見込みがある者であること。

(10) 法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(11) 暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員(豊中市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるもので、明らかに実施事業者として不適当であると認められる者でないこと。

(12) 過去 1 年間に法令による行政処分を受けていないこと。

5． 日程等スケジュール

本案件における手続き等の実施スケジュールを以下に示す。

項　目	日　程
実施要領の公示	11 月　9 日（月曜）(ホームページに掲載)
質問書の提出締切日	11 月 17 日（火曜）午後 5 時まで（必着） （電子メール（原則、電話・FAX 等による質問は受付不可））
回答日	11 月 24 日（火曜） （ホームページに回答を掲載）
企画提案書等の提出締切日	12 月 4 日（金曜）午後 5 時まで（必着） （事務局へ持参（土日祝日及び時間外は受付不可）又は書留郵送）
審査	12 月 9 日（水曜）

項　目	日　程
審査結果の通知予定日	12 月 14 日（月曜） （書面で参加事業者（辞退者除く）すべてに通知）
契約締結日（予定）	12 月 25 日（金曜）

※上記に記載する日程の年はいずれも令和 8 年（2026 年）である。

日程に変更が生じた場合、必要に応じて事業者に対して事前に通知するものとする。

6．担当窓口（問い合わせ先）

〒560-8565

豊中市柴原町 4 丁目 14 番 1 号 市立豊中病院管理棟 4 階

市立豊中病院 事務局 病院総務課

担当者：森本

TEL：06-6843-0101(代表)

E-Mail:hsoumu@city.toyonaka.osaka.jp

7． 事務手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア　受付期間

令和 8 年（2026 年）11 月 9 日（月）から同年 11 月 17 日（火）午後 5 時 00 分まで

イ　質疑方法

質疑書（様式第 8 号）に質問事項を記入の上、電子メールにて提出すること。

※事務局に対して電話連絡にて質問書の到達について確認すること。

（内容）・簡潔にまとめること

・質問内容は、提出に必要な事項に限定する。

ウ　提出先

市立豊中病院事務局病院総務課　森本

hsoumu@city.toyonaka.osaka.jp

エ　質疑応答

令和 8 年（2026 年）11 月 24 日（火）午後 5 時 00 分までに回答

豊中市ホームページ>トップページ＞事業者の皆さんへ＞プロポーザル案件＞

現在実施中の案件＞市立豊中病院セラピードッグ実施事業者候補者選定に係る

公募型プロポーザル実施について

に回答を掲載する。なお、質問の内容を踏まえ、実施要領の内容を変更することがある。

(2) 参加表明及び企画提案書に係る提出書類等

ア　提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	提案者の代表者印を押印すること。 提出部数1部	様式第１号
2	誓約書	提案者の代表者印を押印すること。 提出部数1部	様式第２号
3	【法人の場合】 事業者概要	令和8年（2026年）11月9日時点の状況を記入すること。 提出部数1部	様式第３号
	【個人事業主の場合】 事業概要	令和8年（2026年）11月9日時点の状況を記入すること。 提出部数1部	様式第３号-1
4	【法人の場合】 商業登記簿謄本（登記事項証明書）	法務局が発行する商業登記簿謄本（登記事項証明書）で発行日から3か月以内のもの、写し可 提出部数1部	
	【個人事業主の場合】 代表者の住民票	マイナンバーが記載されていないもの 発行日から3か月以内のもの、写し可 提出部数1部	
5	印鑑証明書	発行日から3か月以内のもの、写し可 提出部数1部	
6	納税証明書	各種納税証明書類（未納の税額がない証明） 発行日から3か月以内のもの、写し可 【法人の場合】 法人税・消費税の納税証明書（その３の３） 【個人の場合】 所得税・消費税の納税証明書（その３の２） 提出部数1部	
7	【法人の場合】 定款	最新のもの 提出部数1部	
8	業務に必要な許認可等を証する書類の写し	本業務の実施に当たり、法令等の規定により必要となるものがある場合に提出すること。 例：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種動物取扱業（展示）の登録証の写し 応募時点で取得手続中の場合は、申請状況及び業務開始までの取得見込みが確認できる書類を提出すること。 該当する免許、許可、認可、登録等がない場合は、提出不要とする。 提出部数１部	
9	事業者・団体の実績	・過去３年以内に事業者・団体として実施した、医療機関、福祉施設その他これらに類する施設におけるセラピードッグ活動等の主な実績を３件以内で記載すること。 ・実績ごとに、施設名、施設種別、病床数又は定員、小児病棟又は小児患者を対象とした活動の有無、実施期間、実施回数、対象者、活動内容並びに活動犬、ハンドラー及び補助者等の配置体制を記載すること。 ・活動犬及びハンドラー個人の経験、訓練、資格等は、企画提案書②（様式第６号-2）に記載すること。 ・現在実施中のものは、契約書等に記載された実施予定期間を記載すること。 提出部数１部	様式第４号

No	提出書類	留意事項	様式
10	実施要領公示日から過去3年以内の処分歴等確認書	実施要領公示日から過去 3 年以内における次の処分歴等の有無及び内容を記載すること。 ・豊中市、国又は他の自治体の入札参加停止措置又は入札参加除外措置 ・豊中市との契約に係る契約解除 ・豊中市から不誠実行為等により受けた書面での警告 提出部数 1 部	様式第 5 号
11	企画提案書	・提出部数 1 部は商号又は名称、代表者名を記載すること（正本）。 ・提出部数 8 部は商号又は名称、代表者名その他提案者を特定できる表示を記載しないこと（副本）。	様式第 6 号 様式第 6 号-1 様式第 6 号-2
12	提案見積書	・提出部数 1 部は商号又は名称、代表者名を記載すること（正本）。 ・提出部数 8 部は商号又は名称、代表者名その他提案者を特定できる表示を記載しないこと（副本）。	様式第 7 号
13	提出書類一覧	提出部数1部	任意

イ 形式等

企画提案書においては以下の条件を満たすものとする。

i 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、様式第 6 号及び様式第 6 号-1、様式第 6 号-2 の項目順序を崩さずに記載すること。

ii 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、平易な文章とすること。文字は 10.5 ポイント以上とし フォントは任意とする。

iii 企画提案書様式第 6 号-1、様式第 6 号-2 の項目以外の企画提案は、日本産業規格 A4 判の用紙 1 枚のみとし、両面印刷で横書き、文字は 10.5 ポイント以上とすること。

iv 提出書類については、様式第 6 号及び様式第 6 号-1、様式第 6 号-2、企画提案の順で左上 1 か所又は左側 2 か所をホッチキス止とすること。

v 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。

vi 提出書類への鉛筆書き、消せるボールペンによる記載は認めない。

vii 市立豊中病院セラピードッグ実施事業者候補者選定に係る公募型プロポーザル審査評価項目（以下、「審査評価項目」という。）に留意して記載すること。

ウ 提出期限

令和 8 年（2026 年）12 月 4 日（金）午後 5 時 00 分まで(必着)

※書留郵送の場合も同様

エ 提出方法：事務局へ持参又は書留郵送（一般書留・簡易書留）

※持参の場合、土・日・祝日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

※書留郵送により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

※提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

オ 提出先

〒560-8565

豊中市柴原町 4 丁目 14 番 1 号 市立豊中病院管理棟 4 階

市立豊中病院 事務局 病院総務課 担当者：森本

(3) 提出書類の取り扱い

ア　記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできない。

イ　提出書類の返却

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

ウ　費用について

応募に要する一切の費用は、申請者の負担とする。

エ　公表について

選定に係る公表を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合がある。

オ　秘密保持について

病院が提供する平面図等の各種資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じる。

(4) 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。また、事業者候補者の決定後であってもその決定を取り消す場合がある。

ア　他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

イ　正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案した場合

ウ　事業者候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合

エ　プロポーザルに参加する者又はしようとする者が、事業者募集開始日以降に選定委員会委員及び事務局病院総務課職員に直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合

オ　提出された提案書等の記載内容に虚偽があると認めた場合

カ　公平な審査に影響がある行為を行ったと認めた場合

キ　事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク　所定の日時及び場所に提出書類を提出しない場合

ケ　その他、病院が指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合

(5) 辞退

企画提案書等を提出した後、参加を辞退する際には、「辞退届（様式第 9 号)」に商号又は名称及び代表者名を記載の上、代表者印を押印し、本要領「6. 担当窓口（問い合わせ先)」に事前に電話連絡した上で令和 8 年（2026 年）12 月 8 日（火）午後 5 時 00 分までに持参すること。

なお、辞退したことをもって、今後病院が発注する業務委託等について、競争上の不利益となることはない。

8. 審査方法等

(1) 選定方法

事業者の選定については、市立豊中病院セラピードッグ実施事業者候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う。提出された提案書・添付書類等を審査評価項目に基づき審査し、事業者を選定する。

(2) 審査方法及び留意事項

選定委員会は、審査評価項目に基づき、企画提案書を採点する。各選定委員において採点した合計点による順位付けを行い、事業者候補者及び次点者を決定する。

なお、合計点が同点の場合は、審査評価項目の実施体制・実績及び衛生管理・安全管理における提案の評価点の合計が高い事業者を事業者候補者とする。

いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会による合議又は多数決により決定する。

ただし、事業者候補者及び次点者は、その評価点（全委員の採点結果の合計点）が満点の 6 割以上を獲得している者であることとする。

(3) 提案者が 1 者の場合の措置

提案者が 1 者のみの場合であっても、2 者以上の場合と同様に審査を行う。全委員の採点結果の合計点が、満点の 6 割以上を獲得しなければ事業者候補者とならないものとする。

9. 審査評価項目

① 実施体制・実績（20 点）

提出された「実績報告書（様式第 4 号)」により事業者・団体としての医療機関及び小児患者を対象とした活動実績を確認する。また、「企画提案書②（様式第 6 号-2)」により、今回配置予定の活動犬及びハンドラーの経験、訓練、資格並びに実施継続体制を確認し、審査・評価を行う。

② 実施内容（35 点）

提出された「企画提案書①（様式第 6 号-1)」及び「企画提案書②（様式第 6 号-2)」に記載された内容を確認し、審査・評価を行う。

③ 提案価格（15 点）

提出された「提案見積書（様式第 7 号)」に記載された内容を確認し、審査・評価を行う。実現に見合わない不適切な提案を行った場合は、配点しない場合がある。

④ 衛生管理・安全管理（20 点）

提出された「企画提案書②（様式第 6 号-2)」に記載された、活動犬及びハンドラーの健康管理、活動時の衛生管理・アレルギー対策、活動後の環境管理並びに事故・緊急時対応に関する取組について審査・評価を行う。

⑤ 事業効果向上に資する提案（10 点）

提出された「企画提案書②（様式第 6 号-2)」に記載された提案者独自の事業効果向上に資する提案について、内容、効果及び実現性を確認し、審査・評価を行う。

⑥ 処分歴等（減点措置）

実施要領公示日から過去 3 年以内に、入札参加停止措置、入札参加除外措置、豊中市との契約に係る契約解除又は不誠実行為等による書面での警告に該当する処分歴等がある場合は、別に定める基準により減点を行う。なお、減点は 10 点を上限とし、処分歴等に該当しない場合は減点しない。

10. 選定結果の通知

選定の結果は、令和 8 年（2026 年）12 月 14 日（月）に事業者候補者には選定通知、次点者には次点通知、非選定者には非選定通知を電子メールにて通知し、後日書面による通知も行う。選定結果の問い合わせについては一切応じないものとする。選外となった提案者に対しては、その旨のみ通知し選外理由等は記載しないものとする。

11. 選定結果の公表

選定後、市ホームページにおいて、選定結果を公表する。

公表する内容は次のとおりである。

ⅰ　事業者候補者の公表（名称、所在地、代表者名、提案金額）

ⅱ　事業者候補者の選定理由

ⅲ　全提案者の名称

ⅳ　全提案者の評価合計点

ⅴ　選定委員の役職・氏名

※提案者の名称と評価合計点の対応関係は明らかにしない。

※応募が 2 者であった場合は、次点者の評価合計点は公表しない。

12. 選定後の手続き

セラピードッグ実施に係る協議について

病院は、選定委員会で選定された事業者候補者と実施に向けた協議を行う。

なお、事業者候補者と協議が合意に至らなかった場合又は正当な事由なく協議を行わないときは、事業者候補者としての資格を失い、次点者を事業者候補者とするものとする。

13. 特記事項

(1) 実施事業者は、病院と必要な協議をしながら院内でのセラピードッグ活動に向けた準備を行うものとする。なお、監督庁への申請及び届出、その他業務に関して必要な一切の手続きは、実施事業者の責任において行うものとする。

(2) 活動実施のための詳細な取り決めについては、優先交渉権者決定後、感染対策室その他関係部署を含めて協議し、活動犬及びハンドラーの健康管理、活動時の衛生管理、アレルギー対応、活動後の環境管理、活動中止基準その他必要な事項を、契約書、覚書又は運用手順に定めるものとする。

14. 公表資料

- 市立豊中病院セラピードッグ実施事業者候補者選定に係る公募型プロポーザル方式実施要領
- 様式第 1 号　参加表明書
- 様式第 2 号　誓約書
- 様式第 3 号　事業者概要
- 様式第 3 号-1　事業概要
- 様式第 4 号　実績報告書
- 様式第 5 号　実施要領公示日から過去 3 年以内の処分歴等確認書
- 様式第 6 号　企画提案書（鑑）
- 様式第 6 号-1　企画提案書①
- 様式第 6 号-2　企画提案書②
- 様式第 7 号　提案見積書
- 様式第 8 号　質疑書
- 様式第 9 号　辞退届